

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和5年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。公営住宅法の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行うとともに、収入超過者の認定、当額所得者の認定と退去勧告を合わせて実施する。具体的には、 ①市営住宅入居時の入居者資格確認(所得要件等) ②市営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会
③システムの名称	①公住Manager ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)公住Manager情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の19の項及び35の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第18条及び第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7項 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】31の項及び54の項 【情報照会の根拠】2.平成26年内閣府・総務省令第7号第22条及び第28条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設農林水産部 都市政策課
②所属長の役職名	都市政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設農林水産部 都市政策課 住宅・空家対策係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2464

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 5. ①部署	建設部 建設課	建設部 都市政策課	事後	機構改革による課名変更
平成28年8月25日	I 5. ②所属長	香月 庄司	原口 功	事後	人事異動
平成28年8月25日	I 8. 連絡先	建設部 建設課 建築住宅係	建設部 都市政策課 建築住宅係	事後	機構改革による課名変更
平成28年8月25日	II 1. /2. いつ時点の係数か	平成27年7月1日	平成28年7月1日	事後	
平成29年9月1日	I 4. ②別表第二における情報照会の根拠	31の項及び54の項2.平成26年内閣府・総務省令第7号	31の項及び54の項	事後	
平成29年9月1日	I 4. ②情報照会の根拠	第22条及び第28条	2.平成26年内閣府・総務省例外7号第22条及び第28条	事後	
平成29年9月1日	II 1. /2. いつ時点の係数か	平成28年7月1日	平成29年7月13日	事後	
平成30年10月1日	I 1. ③システムの名称	1.Acrocity住宅管理 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバ	1.Acrocity住宅管理 2.公住Manager 3.MICJET番号連携サーバ 4.中間サーバ	事後	
平成30年10月1日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)住宅管理情報ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)住宅管理情報ファイル (2)公住Manager情報ファイル (3)宛名情報ファイル	事後	
平成30年10月1日	I 5. ②所属長の役職名	原口 功	都市政策課長	事後	
平成30年10月1日	II 1. /2. いつ時点の係数か	平成29年7月13日	平成30年7月26日	事後	
令和1年6月28日	I 1. ③システムの名称	1.Acrocity住宅管理 2.公住Manager 3.MICJET番号連携サーバ 4.中間サーバ	1.公住Manager 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバ	事後	
令和1年6月28日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)住宅管理情報ファイル (2)公住Manager情報ファイル (3)宛名情報ファイル	(1)公住Manager情報ファイル (2)宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月28日	II 1. /2. いつ時点の係数か	平成30年7月26日	令和1年5月7日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 5. ①部署	建設部 都市政策課	建設農林水産部 都市政策課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 請求先	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I 8. 連絡先	建設部 都市政策課 建築住宅係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2464	建設農林水産部 都市政策課 住宅・空家対策 係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2464	事後	
令和2年7月10日	II 1. /2. いつ時点の係数か	平成31年5月7日 時点	令和2年5月20日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 1. /2. いつ時点の係数か	令和2年5月20日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年8月12日	II 1. /2. いつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年7月10日	II 1. /2. いつ時点の係数か	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月10日	IV リスク対策 8. 監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	